

報 告 第 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年2月20日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

訴えの提起について

写

処 分 書

専 決 第 2 号

訴えの提起について

市営住宅家賃滞納者等に対する市営住宅明渡等請求の訴えを、次のとおり提起する。
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

平成30年2月7日

新居浜市長 石川 勝 行

- | | |
|-------------|--|
| 1 事 件 名 | 市営住宅家賃滞納者等に対する市営住宅明渡等請求事件 |
| 2 当 事 者 | |
| （1）原 告 | 新居浜市（代表者 新居浜市長 石川 勝 行） |
| （2）被 告 | 入居者等16人 別紙のとおり |
| 3 対象とする物件 | 別紙のとおり |
| 4 事 件 の 内 容 | 新居浜市は、長期家賃滞納者等に対し、督促、催告等再三の納付指導等を行ってきたが、その履行がないため、公営住宅法及び新居浜市市営住宅条例の規定により使用許可を取り消し、直ちに住宅の明渡しを請求し、及び家賃等の支払を請求するもの |